

## 改正の概要

### 1 行政手続法第27条第2項の引用規定の削除（宗教法人法第80条第7項関係）

新行審法の施行に伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項が削除されるため、当該条項を引用する宗教法人法第80条第7項について削除するものである。

### 2 不服申立ての一元化に伴う用語の整備（宗教法人法第80条の2及び第87条関係）

新行審法の施行に伴い、現行の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立ては、原則として審査請求に一元化されることから、異議申立て又は審査請求を総称して引用している「不服申立て」を「審査請求」に改める等の所要の措置を講じるものである。

### （参考）不服申立前置の存置

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）では、不服申立てに対する裁決等を経た後でなければ訴訟を提起することができないこととする、いわゆる「不服申立前置」について、なお存置する必要があるものを除いて、廃止することとされている。

宗教法人法第87条は、いわゆる「不服申立前置」を規定しているが、本条項については、存置されることとなった。したがって、宗教法人法第80条の2第1項に規定する処分の取消しの訴えは、従来どおり、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。